

入札監理小委員会における審議の結果報告 石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）

石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 公共サービスの内容について

【論点】

一者応札を避けるためにも、石油ガス懇談会の議題設定については、経済産業省と相談しながら事業を進められるようにし、従来の事業者以外にも参入できるよう配慮すべきではないか。

【対応】

石油ガス懇談会の議題設定業務について、「石油ガス懇談会の議題設定（石油流通課と相談の上決定）」とカッコ書きを追記し、経済産業省の協力を得られることを明らかにした。（3頁）

2. 確保されるべき公共サービスの質について

【論点】

公共サービスの質を確保するため、適切な水準に設定されているか。

【対応】

石油ガス講習会の開催回数を25回としている理由及び小冊子「LPガスのある暮らし（仮題）」の配布部数を各年度35万部としている点について説明を求め、確認した。（7頁）

3. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

民間事業者が実施経費、業務量等を把握できる内容となっているか。

【対応】

人件費が逡減している理由について追記した（23頁）

平成24年度の一般管理費が減額となっている理由について追記した。（23頁）

従来の実施に要した人員の推移の理由を追記した。（23頁）

4. 意見募集結果等について

平成25年11月7日から11月21日まで、意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは経済産業省に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上